

## 次期「山形県行財政改革推進プラン(仮称)」に係る要求書(案)

### 1 基本的考え方について

(1) 県民のための県行政推進の観点から、県民サービスの充実、県民の安全・安心の確保が図られるためには、組織・人員体制の充実、職員のモチベーションの向上が必要不可欠であることを十分踏まえた内容とすること。

(2) 東日本大震災における未曾有の大惨事の教訓を踏まえ、防災・減災の観点も取り入れること。

### 2 「第1 県民参加による県づくりの推進」について

#### (1) 指定管理者制度について

① 現行の制度では、3年ないし5年の契約期限であることや管理費が引き下げられることにより、労働者の雇用不安や賃金労働条件の低下を招く恐れがある。現状の問題点を十分検証し、安定した県民サービスの提供、労働者の雇用、賃金労働条件改善のため、現行制度の見直しの必要性についても検討すること。

- 県と市町村との役割分担と連携・協働(市町村への事務・権限委譲)について
- 現在県内においては、具体的な市町村合併等の動きが見られないことを踏まえた支援のあり方を検討すること。
- 市町村への事務、権限委譲について、市町村の受け入れ態勢にも配慮し、一方的な押し付けとならないようにすること。

### 3 「第2 県民視点に立った県政運営の推進～県政運営の信頼性・質の向上～」について

#### (1) 県民との対話型県政の推進について

① 県行政にかかる情報発信については、県民サービス充実に向け取り組んでいる職場や職員の実態について、積極的かつ正確に発信し、広く理解を求めていくこと。

② 県民意見の反映については、表に現れにくい声なき声も吸い上げるなど、一部に偏ることのないよう多種多様な意見を取り入れる努力を行うこと。

③ 審議会等委員の選任については、公正かつ慎重に行うこと。

(2) 県政運営の透明性・信頼性の確保について

- ① 公共事業の品質確保及び実効ある労働者の雇用、賃金・労働条件改善のため、他自治体の事例なども参考にし、「公契約条例」の早期制定について検討すること。

(3) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進について

- ① 国の動きに対して、十分な体制を構築していくため、拙速な組織の見直しは行わないこと。

4 「第3 自主性・自立性の高い県政を支える基盤づくり～簡素で効率的な県庁づくり～」

(1) 県民のための県庁づくりについて

- ① 職員が意欲を持って業務に専念できる体制作りという視点で、新たな負担や取り組みの強制とならないよう検討すること。

(2) 職員の能力を引き出す組織構築、人事管理について

- ① 大課制は、職員間の連携、意思疎通を図る上で支障があることから、見直しを行うこと。
- ② 人事評価制度については、これまでの例から、職員の士気向上や組織活性化には必ずしもつながらず、逆に職員間のチームワークに支障が生じ、本来業務以外の負担増大や行政サービスの低下を招く恐れがあることから、慎重に検討すること。
- ③ 男女ともに安心して意欲を持って働き続けられる職場条件の確保について、具体的に検討すること。

(3) 県民ニーズに対応できる組織機構について

- ① 「簡素で効率的な」という表現は、削減縮小ありきというマイナスのイメージが強く、県政充実という観点にそぐわないことから、表現の見直しについて検討すること。
- ② 現場重視、地域課題に迅速に対応できる組織体制充実のため、総合支庁分庁舎の機能充実について具体的に盛り込むこと

③ 指定管理者制度、独立行政法人化などについては、県民サービス低下につながりかねないことから、導入しないこと。

#### (4) 定員管理について

① 教育庁、病院事業局、企業局等の知事部局以外の任命権者の定数管理については、任命権者ごとの検討内容を尊重し、削減数値目標は設定しないこと。

#### (5) 行政事務について

総務事務の再構築にかかり、システム導入による職場混乱、職員間のコミュニケーション希薄化につながらないようにすること。

#### (6) 持続可能な財政基盤の確立について

① 県税収入確保など自主財源確保に向けては、担当職員体制の充実を行うこと。

② 使用料、手数料の新たな徴収は、職員の負担増を招くことから慎重に検討すること。

③ 歳出の見直しに当たっては、必要の有無について十分検証し、業務に必要なものまで削減されたり、強制とならないようにすること。

④ 公共工事のコスト改善については、労働者の賃金・労働条件の低下につながりかねないことから、適正価格の維持に配慮し、過度に強制することのないようにすること。

#### (7) 公営企業の経営について

① 収支(数字)のみで評価することなく、県民の安心・安全確保の観点から、体制充実の必要性についても検討すること。

#### (8) 公社等の見直しについて

① 公社の見直しにあたっては、公社で働く職員の雇用確保、労働条件にも配慮した内容とすること。